

イベント・バスツアー等の実施に係る注意点について

広く一般に参加者を募集し、参加者から報酬（参加費等）を得て、参加者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等を行うことは、旅行業法上の「旅行業」に該当し、それを営もうとする者は、旅行業法第三条に基づき、旅行業登録が必要となります。

具体的には、バス移動や宿泊を伴う婚活イベント・バスツアー等は、これに該当する可能性がありますので御注意ください。

以下の3点をすべて満たすと旅行業に該当します。

- 1 旅行の対価として報酬を得る
 - ※ 事業主体が参加者等から金銭を収受していれば、赤字黒字にかかわらず「報酬を得て」いることとみなされます。

- 2 旅行業務（旅行者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等）を取り扱う。
 - ※ 料金を設定し、広く一般に、バスツアー（日帰り、宿泊を問わない）・宿泊ツアーの参加者を募集することは「旅行業」に該当します。
 - ※ ただし、会社内での社員旅行・研修旅行、学校が実施する修学旅行等の参加者をその団体内で募集し、参加費をとりまとめる行為は「旅行業」には該当しません。

- 3 事業として行う。
 - ※ たとえ、国、地方自治体、公的団体又は非営利団体が実施する事業であっても上記に該当する旅行業を行うためには、旅行業者としての登録が必要となり、無登録のまま旅行業を行うと法律違反となります。

問い合わせ先

旅行業法についてご不明な点がございましたら、県観光課観光企画担当（0952-25-7386）にお問い合わせください。

企画旅行に係る募集広告の表示方法等について

(旅行業法施行要領 第1定義における2 企画旅行契約3)(4)抜粋)

以下の事例のように、オーガナイザー(旅行者または旅行者代理業者以外の者)が旅行業務に該当しないイベント等の企画を実施する場合の募集広告の表示等については、以下による。

(例)①海外留学ツアー

| | |
|---|------------------|
| { | 海外留学あっせんーイベント事業者 |
| | 旅行企画・実施ー旅行者 |

②ハネムーンツアー

| | |
|---|-------------|
| { | 挙式ーイベント事業者 |
| | 旅行企画・実施ー旅行者 |

③交流ツアー

| | |
|---|--------------|
| { | 交流行事ーイベント事業者 |
| | 旅行企画・実施ー旅行者 |

イ) 旅行の企画・実施部分については、旅行者が全ての責任を負うことを明示すること。

ロ) 旅行の企画・実施部分の代金を分離し、参加者は旅行者に支払うべきものとする。

ハ) 募集広告上の表示は、原則として以下の事例のいずれかに従うこと。

(例) ①旅行の企画・実施者を旅行者のみとし、費用も全額を旅行者に支払う。

| | |
|---------|-------------|
| 共同企画 | イベント事業者、旅行者 |
| 旅行企画・実施 | 旅行者 |
| 費用 | 全費用 |
| 費用支払先 | 旅行者 |

②費用、責任をイベント部分と旅行企画・実施部分に分けて表示する。

| | |
|---------|--------------------|
| イベント企画 | イベント事業者 |
| 旅行企画・実施 | 旅行者 |
| 費用 | イベント参加費用と旅行費用を分離表示 |
| 費用支払先 | 旅行費用については旅行者 |

③旅行の企画・実施部分を含まない企画にしてしまう。

| | |
|---|------------|
| イベント企画 | イベント事業者 |
| 費用 | イベント参加費用のみ |
| 旅行についての表示例 | |
| (イベント参加者は〇〇旅行者が旅行企画・実施する××ツアー(△△円)に参加できます。(別途旅行者に申し込んで頂きます。)) | |

- 旅行業とは、報酬を得て、一定の行為(旅行業務)を行う事業。

旅行業務

基本的旅行業務

- ① 自己の計算における、運送・宿泊に関するサービス(運送等サービス)提供契約の締結行為
- ② 運送等サービスに関する代理・媒介・取次・利用行為
＜例＞ 航空券の販売、旅館の紹介、貸切バスを利用したツアーの販売

付随的旅行業務

- ③ ①に付随して行う、自己の計算における、運送等サービス以外のレストラン利用、観光施設入場等の旅行サービス(運送等関連サービス)提供契約の締結行為
- ④ ②に付随して行う運送等関連サービスに関する代理・媒介・取次行為
- ⑤ ①及び②に付随して行う渡航手続き(旅券・査証取得)の代行、添乗業務等の行為

相談業務

- ⑥ 旅行日程の作成、旅行費用の見積り等の旅行の相談に応じる行為

旅行業に該当しないもの

- 専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為
＜例＞ 航空運送代理店、バスの回数券の販売所等
- 運送、宿泊以外のサービスのみを手配するものや運送事業者・宿泊事業者自らが行う運送等サービスの提供等
＜例＞ 観劇・イベント・スポーツ観戦等の入場券のみを販売するプレイガイド、バス会社の行う日帰りツアー、旅館の行うゴルフパック
- 旅行者と直接取引をしないもの
＜例＞ 手配代行会社(ランドオペレーター)、添乗員派遣会社